

平成

二十六年

五條市議会第三回九月定例会会議録(第四号)

平成二十六年九月二十二日(月曜日)

議事日程(第四号)

平成二十六年九月二十二日 午前十時開議

- | | | |
|----|--------|-----------------------------------|
| 第一 | 議第四十八号 | 平成二十六年五條市一般会計補正予算(第二号)議定について |
| 第二 | 議第四十九号 | 平成二十六年五條市介護保険特別会計補正予算(第二号)議定について |
| 第三 | 認第一号 | 平成二十五年五條市一般会計歳入歳出決算認定について |
| | 認第二号 | 平成二十五年五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認第三号 | 平成二十五年五條市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認第四号 | 平成二十五年五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認第五号 | 平成二十五年五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認第六号 | 平成二十五年五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認第七号 | 平成二十五年五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認第八号 | 平成二十五年五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認第九号 | 平成二十五年五條市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認第十号 | 平成二十五年五條市水道事業会計決算認定について |
| 第四 | 議第十五号 | 特別委員会設置及び付託について |
| 第五 | 選第五号 | 特別委員会委員の選任について |

- 第六 発議第十六号 「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書について
- 第七 発議第十七号 （仮称）五條市総合体育館建設事業の見直し及び早期着工を求める決議について
- 第八 発議第十八号 平成二十七年に上野公園市民プールの開園を求める決議について

本日の会議に付した事件

出席議員（十二名）

十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
大谷	益田	吉田	山口	福塚	岩本	窪本	吉田	宗部	牧野	平岡	養田
龍雄	吉博	雅範	耕司			佳孝		康正	雅寛	清一	全司
				実司	孝実	秀孝	正秀	寛正	一寛	司一	康司

市長

太田好紀

説明のための出席者

事務局主任 片山仁美
速記者 柳ヶ瀬五美

午前十時零分再開

○議長（益田吉博）ただいまから、去る八日の散会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。

配布漏れはございませんか。（「七番」の声あり）何、まだしゃべっておるんやんか。

これより日程に入ります。

○議長（益田吉博）日程第一、議第四十八号を議題といたします。（「七番」の声あり）

本案につきましては総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので委員長に報告を求めます。（「七番」の声あり）総務

文教常任委員会吉田雅範委員長。（議場に声あり）

〔総務文教常任委員長 吉田雅範登壇〕

○総務文教常任委員長（吉田雅範）おはようございます。

議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました議第四十八号につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、八日の本会議において当委員会に付託され、九日、午前十時から開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

議第四十八号、平成二十六年五條市一般会計補正予算（第二号）議定につきましては、歳入歳出予算及び地方債の補正で、まず、歳入歳出予算の補正としては、予算総額に歳入歳出それぞれ二億三千二十七万七千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百八十七億二千四百二十三万八千円とするもので、歳出予算の主な内容は、住民情報システム改修委託料追加四千四百五十四万四千円、地域介護・福祉

空間整備等補助金四千九十万円、ごみ焼却施設機械器具修繕料三千二百万円、鳥獣害防止対策材料費追加六千八百六十一万二千円等の追加であり、その財源は、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入、市債で賄うもので、地方債の補正については、交通安全対策施設整備事業の追加及び臨時財政対策債の変更で、当局の説明により了承した次第であります。委員から、住民情報システム改修委託料追加の内容についていただいたのに対し、「平成二十七年一月一日から住民情報システムをクラウド化するに当たり、五者によるプロポーザル方式で選定を行い、評価点の一番高い業者と契約を締結したものである。」との答弁がありました。

また、コミュニティバスのルート変更に伴う経費についていただいたのに対し、「南大和ネオポリス線の運行時間の変更に伴い、奈良交通の運行時間の変更も含めたパンフレットの新聞折り込み手数料である。」との答弁がありました。

次に、専用道路線バス廃止に伴うトンネル閉鎖等工事費についていただいたのに対し、「専用道廃止に伴い、安全確保のため実施するトンネル等閉鎖のためのフェンス等設置工事で、内訳として、トンネル、橋りょう及び道路の一部を閉鎖するための門扉を設置するもので、設置工事箇所は十八箇所である。」との答弁がありました。

また、委員から、危険箇所の工事時期についていただいたのに対し、「緊急性のある場所については、予算成立次第、工事を発注し、他の緊急性を要しない場所については、十月頃に業者を決定し、年内に工事を完了する。」との答弁がありました。

また、委員から今後の道路の維持管理についていただいたのに対し、「生活道路として地域住民が利用しているので完全に閉鎖できない。また、普通財産になるため一切の規制をかけられないので、今後も利用する方については、利用許可書を提出してもらおうことになる。」との答弁がありました。委員から、世間の死角にならないように適正な管理を求める意見がありました。

次に、ごみ焼却施設機械器具修繕料の内容についていただいたのに対し、「主なものとして焼却炉一号及び二号の耐火レンガの修繕で、五月の定期点検で判明した。」との答弁がありました。

こうして、当委員会に付託された本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。（「動議」、「賛成」、「七番」、「議長」の声あり）

○議長（益田吉博）この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、（議場に声あり）議案についての質疑は去る八日に行いました議案審議において既に終了しております。（「動議」の声あり）

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。

質疑を終わります。（「動議」、「賛成」、「七番」の声あり）

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。（「動議」の声あり）

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。ただいま総務文教常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第二、（「動議」の声あり）議第四十九号を議題といたします。

本案につきましては厚生建設常任委員会に付託し、（「動議」、「議長」の声あり）御審査をいただいておりますので、（議場に声あり）委員長に報告を求めます。（「動議」、「横暴やぞ」の声あり）厚生建設常任委員会大谷龍雄委員長。

○厚生建設常任委員長（大谷龍雄）報告させていただく前に、今動議が出ておりますので、先に動議を取り上げていただいたらどうかと思いますけれども、いかがですか。

○議長（益田吉博）先に報告してくれますか。

○厚生建設常任委員長（大谷龍雄）私が報告させてもらう前に、動議を取り上げていただきたいと思いますけれども、いかがでございますか。

○議長（益田吉博）報告してください。

〔厚生建設常任委員長 大谷龍雄登壇〕

○厚生建設常任委員長（大谷龍雄）それでは、議長からの指示と許可によりまして、ただいま議題となりました議第四十九号につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、去る、八日の本会議において当委員会に付託され、十日、午前十時から開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしましたものであります。

議第四十九号、平成二十六年五條市介護保険特別会計補正予算(第二号)議定につきましては、予算総額に歳入歳出それぞれ六百十一万六千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ三十八億三百一十六万六千円とするもので、歳出予算としては、国、県、支払基金への返還金六百十一万六千円で、その財源は、国庫負担金四十四万六千円、県負担金九十七万三千円、繰越金四百六十九万七千円を追加し、歳入歳出の均衡を図ったものであるとの当局の説明により了承した次第であります。委員から、返還金の内容についてただしたのに対し、「介護保険特別会計については、国庫、県費、支払基金の負担金を概算払いで受けており、五月末の出納閉鎖により確定した実績額に基づいて過不足分を精算し、追加交付分と返還分の金額を決定するものである。また、国庫等の返還期限が九月三十日となっているため、今回の補正となつた。」との答弁がありました。

こうして、当委員会に付託された本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものと決定いたしました。なお、付託議案の審査終了後、当局から、精神障害者医療費助成について報告を受けた次第であります。以上、御報告申し上げます。

○議長(益田吉博) ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。――。質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(益田吉博) 御異議なしと認めます。よつて本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。ただいま厚生建設常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(益田吉博) 御異議なしと認めます。よつて本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第三、認第一号から（「動議」、「賛成」の声あり）認第十号までの十議案を一括して議題といたします。（「動議」の声あり）

本案につきましては決算審査特別委員会に付託し、（「動議」の声あり）御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。（「動議」の声あり）決算審査特別委員会吉田 正委員長。（「議長、動議」の声あり）

〔決算審査特別委員長 吉田 正登壇〕

○決算審査特別委員長（吉田 正）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま議題となりました、認第一号から認第十号までの十議案につきまして、決算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本特別委員会は、九月八日の本会議におきまして、平成二十五年度の各会計歳入歳出決算について慎重審議を期するため設置され、各議案が本特別委員会に付託されました。

委員には、大谷龍雄議員、吉田雅範議員、山口耕司議員、宗部康寛議員、牧野雅一議員、養田全康議員、そして私、吉田 正の七名が選任され、本会議終了後に開催された委員会におきまして、委員長に私、吉田 正が、副委員長に山口耕司委員がそれぞれ互選され、審査に入り、審査日程については、十一日から十六日までの三日間とすること並びに審査方法・順序について協議しました。

以下、十一日に開会いたしました当委員会での審査の経過と結果について、その概要を報告いたします。

審査の方法は、まず、各会計の概要説明ののち総括質問を行い、続いて各会計別に審査を行いました。

審査の順序は、慣例により、一般会計の歳出から各款及び項別に個々の説明を省略し、委員の質疑に対して理事者側から答弁を求める方法で審査を進めました。

初めに、総括質問を行いました。

総括質問の概要につきましては、次のとおりであります。

一 職員手当の内容等については、ただしたのに対し、「主なものとして期末手当・勤勉手当・特殊勤務手当・時間外勤務手当・扶養手当がある。勤勉手当については、勤務期間を判断の材料として、計算式に基づいて支給している。」との答弁がありますが、委員から、各課の時間外勤務状況についてただしたのに対し、「各課の勤務状況のデータは取っている。」との答弁があり、委員から、各課での違いがありすぎるので、

調整してもらいたいとの意見がありました。

二 公共工事等の随意契約についてただしたのに対し、「地方自治法施行令に基づき、五條市の契約規則に定める額の範囲内の金額で原則三者以上の見積りで随意契約を行っている。」との答弁があり、委員から、見積りの業者数を増やして、更に公正・公平に契約を行ってもらいたいとの意見がありました。

三 土砂災害危険箇所についてただしたのに対し、「土砂災害警戒区域八百九箇所、うち土砂災害特別区域は西吉野町に六箇所ある。来年度から、特別区域が新たに指定されるので、ハザードマップ等を全ての世帯に配布するなどして周知を図る。」との答弁があり、委員から、特別区域の実態調査については、地元の意見も聴いて作成してほしいとの意見がありました。

四 技術職員の募集に対して応募者がなかったことについてただしたのに対し、「今、県全体としても技術者が不足しているため技術職員を県で採用して市町村に派遣してもらおうとか、事務職員を技術職員として育てるとかいろんな工夫をし、技術者を確保していきたい。」との答弁がありました。

五 ダムの耐震調査と緊急放流防止対策についてただしたのに対し、「ダムの耐震性能調査には、レベル一とレベル二があり、レベル二の調査が完了しているのが、大滝ダム、猿谷ダム、池原ダム、瀬戸ダム、風屋ダムであり、その他のダムは計画中又は検討中であると聞いている。また、緊急放流防止対策について、洪水調節ができるダムは一部である。」との答弁があり、委員から、緊急放流防止対策がとれていないダムについては、市から申入れを行うべきであるとの意見がありました。

六 住民税の還付加算金についてただしたのに対し、「固定資産税、法人市民税、軽自動車税については適正に支払っていたが、個人市民税の平成二十五年度以前について、地方税法の解釈誤りで還付加算金を支払っていなかったため、今後、県と協議し適正に対処していく。」との答弁がありました。

七 五條市の財政状況についてただしたのに対し、「平成二十八年度から普通交付税が段階的に縮減されると厳しい状態になるが、新たな交付金等を活用することはもとより、企業誘致などを推進し、税収の確保に努める。」との答弁がありました。委員から、合併の算定替えについてただしたのに対し、「臨時財政対策債を含め合併算定替えて計算すると、七十一億三千六百万円、それが五年後一本算定になり、六十二億二千八百万円、一二・七パーセント減になるが、支所に要する経費が必要であるなど、減少幅を圧縮するための制度の見直しが始まっている。」との答弁がありました。

八 (仮称)五條総合体育館建設工事についてただしたのに対し、「現在の予算二十億円では厳しいので、その不足分を議会で承認いただき公告の進めたいと考えている。」との答弁がありますが、委員から、V E提案を採用することについてただしたのに対し、「総合体育館の建設に関しては、V E提案というのは採用しない方向で進める。」との答弁がありました。

九 新庁舎建設候補地が建設新報に掲載されたことについてただしたのに対し、「五條市新庁舎整備研究委員会の報告書をホームページに掲載したものを建設新報社が記事にしたことに関しては、問題はないと思われる。」との答弁がありました。

昼食のため午前十一時五十八分に休憩し、午後一時二十六分から審査を再開しました。

休憩前に新庁舎建設について答弁があったことに対し、委員から、議会の新庁舎建設特別委員会候補地を検討していることを、市のホームページに掲載していただきたいとの意見がありました。

十 西吉野小中学校屋内運動場非構造部材耐震化工事についてただしたのに対し、「七月二十二日の指名競争入札については、入札者全員が最低制限価格未満の入札で失格となり不調に終わった。再度十月に入札を行う予定である。」との答弁がありました。また、旧白銀南体育館解体工事についてただしたのに対し、「八月末に設計業務が完了し、十月半ばから十一月初めに入札を行い、十一月末の着工を考えている。」との答弁がありました。

十一 (仮称)五條総合体育館建設工事に係る五條市建設工事等請負業者選定審査会で入札参加者を一者で成立としたことについてただしたのに対し、「当該工事の入札においては、代表者は県内に本店・支店又は営業所を有するもの、構成員は県内に本店を有するという広い条件としたため、透明性と競争性が確保されること。また、東日本大震災の復興事業や安倍政権の公共事業推進などから全国的に建設工事が増加し、それに伴って建設資材の高騰、技術者及び作業員の不足などにより公共事業といえども入札者が集まらないという危惧から一者にした。」との答弁がありました。

次に、施設的设计変更の内容についてただしたのに対し、「安全対策のため防犯カメラ等を追加し、照明についてはLED照明に変更した。また、太陽光発電装置の設置については、木造の屋根に掛かる重量の問題があり断念した。また、建設費については、現在の見直しをしており、上乘せが必要である。」との答弁がありました。

十二 繰越明許費についてただしたのに対し、「繰越しについては、予算計上時からどうしても繰越しせざるを得ない予算もあるが、土木系の技術職員の不足による繰越しもあると考えられるので、今後、職員採用も含め再度検証する必要がある。」との答弁がありました。

十三 特定規模電気事業者の導入を実施していたことについてただしたのに対し、「本庁舎の電力入札は既に実施していたが、議員に対する説明責任を果たしていなかったことに対しおわびする。」との答弁がありました。

十四 自治会に加入していない住民への対応についてただしたのに対し、「自治会への加入促進については、広報五條の掲載や市民課の窓口での散らしの手渡しなどを行っているが、今後も更に加わることが促進されるよう取り組んでまいりたい。」との答弁があり、委員から、自治会で配布できるような散らしを市で作ってはどうかとの意見がありました。

十五 小規模な公園の管理についてただしたのに対し、「公園運営及び整備検討委員会を立ち上げたので、公園を維持管理していただけるボランティア活動に対する補助などを検討してまいりたい。」との答弁がありました。

十六 小・中学生の学力向上についてただしたのに対し、「特色ある学校づくりのサポーター事業の取組及び成果については、シンボルキャラクターを作成して教育活動に活用したり、地域教材を活用したふるさと学習、算数の学力向上を目指してiPadを使用した学校があった。これらの成果として、児童の活動意欲やふるさとに誇りを持ち、一人ひとりが主体的に学習する児童が増えた。また、学力向上については、全国学力学習状況調査の結果では昨年より学力が向上している。」との答弁がありました。

十七 市のホームページによる業務委託の公開についてただしたのに対し、「公開が欠落していたこと自体認識がなく、適切な答弁ができないため、当時の担当者と現在の担当者に確認する。」との答弁がありました。

内容確認のため午後二時三十八分に休憩し、午後二時五十分から審査を再開しました。

再開後、「八月十二日の改札による業務委託四件がホームページの掲載から抜けていたことを、おわび申し上げます。」との答弁がありました。また、委員から、予算審査特別委員会の際にも同様の指摘があったことについてただしたのに対し、「予算審査特別委員会で指摘を受けていたが、認識の甘い、市民サービスに欠けた言動であり、謝罪する。」との答弁があり、委員から、今後は更なる情報公開に努めていくよう求める意見がありました。

十八 コンサルタント業務委託の公開についてただしたのに対し、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び市の要綱に基づき、その内容を公表しているが、役務や物品については公表していない。」との答弁があり、委員から、公表に向けて取り組んでいくよう求める意見がありました。また、業務委託についてただしたのに対し、「平成二十三年度から平成二十五年度のまちづくりに関する業務で、毎年プロポーザルで選定を行っており、結果的に同じ業者になった。」との答弁がありました。

次に、業者選定について、各部長から、業者選定理由の説明を受け、委員から、透明性のある公金の管理に努めていただきたいとの意見がありました。

十九 五條小学校旧講堂が市民からの寄贈により建設された経緯についてただしたのに対し、「五條小学校の旧講堂が寄贈により建設されたこととは知らなかった。」との答弁があり、委員から、誰から寄贈されたか調査し、感謝の気持ちを伝えていただきたいとの意見がありました。

二十 市来訪者に長期滞在を促す移動手段の検討や五條市の魅力づくりとして五新鉄道の活用や吉野川の水辺の在り方についてただしたのに対し、「観光の一つの拠点である新町においては、駐車場の問題、民家の修復の問題等課題があるが、今後は、道路、インターチェンジを含む全体的な中で検討をしていく。」との答弁があり、委員から、今後、無電柱化の問題や五新鉄道の橋脚の問題など検討していただきたいとの意見がありました。

午後四時に休憩し、午後四時二十一分から審査を再開しました。

二十一 秘書課の部屋への出入者の管理についてただしたのに対し、「市長の方針として、職員も気楽に入れるようにドアはオープンの状態である。職員以外は、内容を確認して面会していただく。また、業者とは会わない。」との答弁がありました。委員から、セキュリティについてただしたのに対し、「セキュリティについては、今後検討していく。」との答弁があり、十一日は、午後四時二十八分に閉会しました。

翌十二日、午前十時に総括質問を再開しました。

二十二 借地料についてただしたのに対し、「借地に関しては、買い上げることも視野に入れて検討するが、ばく大な費用が掛かるので、トータル的に判断して考えてまいります。」との答弁がありました。

二十三 会計管理者の職域と職責についてただしたのに対し、「基金の運用や支払に関し、決裁者の印、請求書の検収印、請求日や見積日等が抜けていないか審査を行い支払をしている。また、出納関係諸表等に関しては月一度、監査を受けている。」との答弁がありました。委員から、会計管理者の権限についてただしたのに対し、「基金運用等従来の収入役の権限を引き継いでいる。」との答弁がありました。意見調整のため、午前十時三十五分に休憩しました。

午前十一時に再開し、「会計書類の中で担当部署の権限に属する内容に関し、疑問を投げかけたことがあり、申し訳なかった。」との謝罪がありました。

二十四 公益的法人等への職員の派遣についてただしたのに対し、「現在、条例に基づいて派遣をしているのが、一般財団法人大塔ふる里セン

ターへ一名である。」との答弁がありました。委員からは、大塔の復興につながるための大塔ふる里センターの運営についてただしたのに対し、「多くのお客様が来てくれるよう、職員一人ひとりが工夫を凝らし、よりよいもの作っていきたい。財団としては、大塔の復興のため、大塔の観光の拠点であったり、地域の中心であったり、万一の場合の避難場所でもあるので、みんなで頑張っていきたいと思っている。」との答弁がありました。

二十五 国道二四号拡幅工事後の残地についてただしたのに対し、「用地交渉時には、残地を駐車場に借り上げる話はしていない。しかし、新町周辺駐車場整備に関し関係各課が調整会議を開き、当該地を新町公民館駐車場や長屋門駐車場にお借りする方向でまとまった。その後、地権者と協議し前向きに協力してくれるとの回答を得ている。」との答弁がありました。委員から、今後お持てなしの態勢づくりとしての進め方についてただしたのに対し、「お借りするのが良いのではないかと思っている。」との答弁がありました。

昼食のため午前十一時二十五分に休憩し、午後零時五十分から審査を再開しました。

二十六 臨時給付金についてただしたのに対し、「臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金の二点があり、臨時福祉給付金は、消費税率引上げに伴う臨時的な措置として、市民税非課税世帯の方に経済的な環境を緩和するということで支給される。子育て世帯臨時特例給付金は、児童手当を受給している方を対象に児童一人につき一万円という形で、八月一日から申請受付を開始しており、十月末頃から振り込まれる。」との答弁がありました。委員から、支給に対する相談についてただしたのに対し、「電話や窓口で相談はあるが、丁寧な対応に努めている。」との答弁がありました。

二十七 まちづくり交付金についてただしたのに対し、「五條市に活気が出るような取組をしている団体に、事業費の四分の三を交付している。」との答弁がありました。委員から、子育て支援をしている団体に対する交付金等の在り方についてただしたのに対し、「子育ては大変重要な位置付けであり、それに対しての交付金等は、総合的な判断をしなければなりません。できる限り応援するが、財源のこともあるので検討していきたい。」との答弁がありました。

二十八 旧にしよしの荘駐車場の借地料についてただしたのに対し、「旧にしよしの荘駐車場の宅地三筆を借地している。このうち二筆は、平成二十六年八月一日から介護施設が支払うことになるが、残り一筆は、平成三十二年まで契約期間がある。」との答弁がありました。委員から、借地料の支払についてただしたのに対し、「介護施設が建っている土地は、賃貸料をもらっている。残りの土地はもらっていない。」との答弁がありました。委員から、介護施設との賃貸料についてただしたのに対し、「手元に、資料がない。」との答弁があり、早急に調べるよう要請がありました。

した。

二十九 防火水槽用地の借上げについてただしたのに対し、「防火水槽は、平成二十五年度末で三百六十二箇所あり、そのうち三箇所を借り上げている。」との答弁がありました。資料の記載ミスがあるので、訂正するよう要請がありました。

午後一時二十三分に休憩し、午後一時四十二分から審査を再開しました。

再開後、区や自治会が地権者に防火水槽用地を支払っていることがないかただしたのに対し、「防火水槽用地の借地料を区や自治会が支払っていることに関して、過去の経緯もあるので、調査し検討していきたい。」との答弁があり、不公平にならないよう検討していただいたとの意見がありました。

三十 介護施設敷地の賃貸料等についてただしたのに対し、「年間二十万二百円、面積二、一五三・五〇平方メートルである。」との答弁がありました。介護施設敷地の賃貸料と市の借上料についてただしたのに対し、「旧にしよしの荘駐車場借上げについては、過去の経緯もあり現在に至っている。今後は正するため、努力していく。」との答弁があり、介護施設も駐車場を使用するなら借地料を負担するよう協議していただきたいとの意見がありました。また、委員から、城戸保育所敷地借上料についてただしたのに対し、「三箇年継続で、平成二十六年三月三十一日までとなっているが、双方の申入れがない場合は、自動更新である。現在、休所中であるが、選挙の投票所、防災関係の避難所という位置付けがあり、なかなか整理できないでいる。」との答弁がありましたが、借地料を考えれば、集会所を建設するなどの検討をしてはどうかとの意見がありました。

午後二時五分に休憩し、午後二時六分から審査を再開しました。

三十一 防火水槽用地及び格納庫警鐘台敷地についてただしたのに対し、「防火水槽用地及び格納庫警鐘台敷地の評価額は、地方税法に抵触するおそれがあるので出せない。」との答弁があり、路線価についてただしたのに対し、「資料がない。」との答弁があり、早急に調べるよう要請がありました。

午後二時八分に休憩し、午後二時二十分から審査を再開しました。

再開後、「須恵の路線価が一万九千四百円、城戸の路線価が六千三百六十円である。」との答弁がありましたが、借地料の算出が一定ではないので、一遍点検してもらいたいとの意見がありました。

三十二 星のくに宿泊訓練活用事業補助金交付要綱についてただしたのに対し、「内容については、集団活動を通して自己の役割をきっちり

果たし、責任を持って行動する力を養うことを目的に本年四月一日に制定された。市内の各小学校が星のくに宿泊訓練活用事業に参加すれば一人当たり二千円を上限として補助を行うもので、本年は西吉野小学校の十六名が活用した。」との答弁がありました。星のくにの野外活動を行う上での設備等についてただしたのに対し、「テントを張る場所や炊事場所等不足している部分を確認して検討する。」との答弁がありました。

三十三 市債の残高についてただしたのに対し、「市債の残高は、水道事業を除く残高は約三百五十五億二千四百万円で、水道事業会計を入れると三百六十九億六千五百八千円となっている。」との答弁がありました。委員から、(仮称)五條総合体育館、南和病院、ごみ焼却場等の建設費用を考えた中での財政状況についてただしたのに対し、「平成二十八年度以降は一定の財源不足が発生すると見込まれる。その財源不足を基金で全て対応するということは到底考えるべきではない。これからは、行財政改革や歳入増へ向けて更に取り組んでいくことが必要である。」との答弁がありました。

三十四 (仮称)五條総合体育館建設工事の五條市建設工事等請負業者選定審査会の議事録についてただしたのに対し、「議事録はなく、会議の内容をまとめたものしかない。」との答弁があり、審査委員の名前についてただしたのに対し、委員名の報告がありました。が、会議の内容を各委員に聞くことについてただしたのに対し、「各委員に内容を聞くのが良いのか悪いのか弁護士に確認する。」との答弁があり、午後三時五分に休憩し、午後三時四十分から審査を再開しました。

再開後、「弁護士に確認したところ、審査会自体公開すべきものでない会議である。また、誰が賛成したか反対したか等、外部に漏れることは好ましくなく、委員に問うことは今後の委員の発言に支障を来すおそれがあるとのことであった。県においても委員が内容について一切漏らしてはならないとなっている。」との答弁がありました。が、議事録について更にただしたのに対し、会議の決定事項の朗読がありました。また、他の工事とこの工事の違いについてただしたのに対し、「通常、市内に本店を有することとしているため二者未満は無効としている。今回に限り、県内に本店を有することとして広い条件となっているため競争原理が働くものと考えた。」との答弁がありました。さらに、今後七億円以上の大きな工事は一者になるのかどうかただしたのに対し、「入札参加者については、そのときの審査会で決定することで答えられない。」との答弁がありました。また、建設にあたって大塔の木材を使うことについては、五條産とは指定していない。」との答弁がありましたが、仕様書に五條産の木材を指定することについてただしたのに対し、「仕様書には杉・ひのきについては県内産としているが、注意書きでできる

だけ五條産の木材を使うようになっていて、」との答弁がありました。さらに、木材の単価についてただしたのに対し、「資料がない。」との答弁があり、早急に調べるよう要請がありました。

午後四時十分に休憩し、午後四時二十二分から審査を再開しました。

再開後、「直工ベースで加工費を除き約一億五千万円で、経費が二〇パーセント及び消費税八パーセントを加えると約二億円になる。」との答弁がありましたが、再公告する場合、大塔産にすべきであるとの意見がありました。また、維持管理費についてただしたのに対し、「隣の体育館を参考に考えると、人件費を除いて年間約一千万円になる。」との答弁がありましたが、県の負担についてただしたのに対し、「二十億円ベースで事故繰越しが認められない場合、一億二千万円程度である。」との答弁がありましたが、本当に南部振興を考えるのであれば、県がこの体育館を建てるべきであるとの意見とともに国の「地方創生」政策に自発的に取り組み、駅前整備等に活用してもらいたいとの意見がありました。

以上、午後四時五十二分に総括質問が終了し、閉会しました。

十二日に引き続き、十六日、午前十時に各会計別の審査を再開しました。

初めに、一般会計の歳出についてであります。

一 コミュニティバス運行委託料の内容についてただしたのに対し、「ハイエース二台で勢井から屋那瀬は、日曜日を除く毎日二往復、松川迫から屋那瀬は、月・水・金の三日間二往復の二路線で運行している。運賃は一回二百円で、小学生以下と障害者は無料で、年間利用者は一千八百十三人で、そのうち障害者二百七十六人、運賃年間収入二十九万三千円である。」との答弁がありました。

二 害虫駆除の内容についてただしたのに対し、「庁舎の中庭等のはとの駆除を市内登録業者に委託した。」との答弁がありました。

三 大塔支所費の特殊建築物調査業務委託料についてただしたのに対し、「建築基準法第十二条第1項による定期的な検査業務である。」との答弁がありました。

四 特別職及び随員職員旅費についてただしたのに対し、「旅費については、北海道余市町の入校式や国道一六八号等の要望であり、職員も随行している。また、増えた要因として自衛隊の要望等国に対する要望が増えたものである。」との答弁がありました。

五 賃金の不用額についてただしたのに対し、「臨時職員の雇用賃金で、病気休暇や人事異動に伴って事務に支障がでるところの雇用である。職員の給料の引下げや嘱託職員の賃金の引下げを行ったための減である。」との答弁がありました。

六 報償費の不用額についてただしたのに対し、「職員を対象として研修会を行っているが、職員が講師となった研修会を多く開いたので、講師料が少なくて済んだ。」との答弁がありました。

七 会計管理費の役務費の増額についてただしたのに対し、「南都銀行が県内各自治体に申入れをし、平成二十四年から窓口収納手数料として支払うものである。」との答弁があり、委員から、社会情勢だからというだけでどうかと思うとの意見がありました。

八 新庁舎整備事業支援業務委託料の内容についてただしたのに対し、「現庁舎の課題を解消し、新庁舎建設に向けた基本的な考えを整理し、適地を選定する事務の支援業務である。」との答弁がありました。

九 美術大学拠点施設誘致推進事業委託料の内容についてただしたのに対し、「新町地区の創造的なまちづくりに地域文化が寄与することを横浜美術大学の協力を得て必要となる大学の拠点施設を誘致するための準備、調整に地域の休職者を雇い入れ大学と調整するための委託料であるが、明確には誘致は見えていない。」との答弁がありました。

十 財産管理費の工事請負費の不用額についてただしたのに対し、「旧林業改良普及所の建物の解体撤去を予定していたが、中にある書類等の整理ができず工事をしなかつたためである。」との答弁があり、委員から、不用額が多いのは、計画性に乏しいとの意見がありました。

十一 土地開発公社利子補給金についてただしたのに対し、「南都銀行とりそな銀行から融資を受け、平成十九年度から市が利子補給をしている。平成二十四年度からは、年度途中に二つの基金に銀行から全て切り替えて減ったものである。」との答弁がありました。

十二 使用料及び賃借料のバス借上げについてただしたのに対し、「五條バスセンターにおけるコミュニティバス一台分の駐車場借上げ費用である。」との答弁があり、委員から、総括の一覧表に入っていないことについてただしたのに対し、「内容的に把握していなかった。」との答弁があり、精査して出し直してほしいとの意見がありました。

午前十一時二分に休憩し、午前十一時二十五分から審査を再開しました。
再開後、「駐車場の賃貸借契約を結んでおり、賃借料である。」との答弁がありました。

十三 空き家再生等推進事業補助金の内容についてただしたのに対し、「空き家の改修に対する補助金であり、非営利団体に対し、建物の活動費に対して補助金を出している。」との答弁があり、委員から、補助金制度を知らない人が多いので、市民に啓発等行ってほしいとの意見がありました。

昼食のため午前十一時四十八分に休憩し、午後一時二十七分から審査を再開しました。

十四 仮眠用の布団借上料についてただしたのに対し、「仮眠用布団の借上料については、本署十九組、大塔分署五組、十津川分署八組をそれぞれ仮眠用布団等として登録業者とリース契約をしている。」との答弁がありました。委員から、シートカバー等を署員が洗濯することについてただしたのに対し、「勤務の特殊性と衛生面や健康面のこともあり、リース契約をしているが、本部一括で契約しているので、持ち帰って検討する。」との答弁がありました。

十五 消防費の公有財産購入費の内容についてただしたのに対し、「不動産鑑定により単価を算出し、西吉野町の救急出張所の建設用地を購入した。」との答弁があり、委員から、用地購入の基準を設ければ委託料が要らないのではないかとこの意見がありました。

十六 Jアラート自動起動装置接続整備改修業務委託料の内容についてただしたのに対し、「消防庁の情報をエリアメール等で大塔町と西吉野町に通信できるよう整備した。」との答弁がありました。

十七 平成二十三年台風十二号災害記録誌編纂業務委託料の内容についてただしたのに対し、「平成二十三年台風十二号災害記録誌編纂業務委託料については、災害の記録を後世の方々に情報として残すための記録誌である。」との答弁がありました。

十八 県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会負担金の内容についてただしたのに対し、「負担金の内訳は、均等割百四十二万二千五百円、人口割が六十六万三千九百三十四円、そして基準財政需要額割が十一万七千六百八十七円で合計二百二十一万円となっております。緊急運搬により要請した場合の費用は掛らない。」との答弁がありました。

十九 平成二十三年、平成二十四年度に比べ徴税費が増えている要因についてただしたのに対し、「固定資産評価替えに係る標準宅地鑑定評価業務委託料は、市内標準宅地三百箇所の一期間の下落修正業務で、国税連携に係るASP初期導入業務委託料は、国税の電子申告の受付等の業務委託料で、これらの業務が増えたためである。」との答弁がありました。

二十 徴税費の委託料の内容についてただしたのに対し、詳細な説明があり、委員から、固定資産税に係る業務委託料が多いことについてただしたのに対し、「固定資産評価替えは三年に一度の見直しがあった。また、り災証明等発行に伴う基図作成業務委託料についても毎年行うものではない。」との答弁があり、委員から、評価替えの鑑定を職員がすることはできないかただしたのに対し、「専門的な知識を要するので職員では無理である。」との答弁がありました。

二十一 災害時現況把握及びり災証明等発行に伴う基図作成業務委託料の内容についてただしたのに対し、「市内全域の航空写真を撮り、地番図、家屋図、路線図を重ね合わせてパソコン上で確認する業務委託である。」との答弁がありました。

二十二 住民基本台帳の委託料と使用料についてただしたのに対し、「委託料はシステムの保守点検で、使用料に関しては、機器とかソフトウェアのリース料である。」との答弁がありました。

二十三 住民基本台帳の情報漏えいについてただしたのに対し、「住基ネットを操作する職員に対しては、個人情報保護の重要性を認識した上で業務をするよう強く指導し、また、システムの操作履歴の確認をしている。」との答弁がありました。

二十四 障害者相談支援事業委託料・市町村相談支援機能強化事業委託料・南和協議会負担金・障害者福祉施設開設準備経費助成補助金についてただしたのに対し、各委託料等について説明があり、委員から、事業の在り方を考えて、適正な業者選定をしてほしいとの意見がありました。

二十五 児童福祉総務費の不用額についてただしたのに対し、「医療機関の利用が少なかったことや、ひとり親家庭の父子医療の助成額が減額になり、主に扶助費の不用額が出たためである。」との答弁がありました。

二十六 子ども・子育てニーズ調査業務委託料の内容についてただしたのに対し、「子ども・子育てニーズ調査業務委託料は、平成二十五年度から五年間の保育ニーズのアンケート調査であり、国の基準を基に作成した。」との答弁があり、委員から、回収率が悪いとの意見がありました。

午後三時十分に休憩し、午後三時二十八分から審査を再開しました。

二十七 保健衛生総務費の繰越明許の内容についてただしたのに対し、「南和広域医療組合において、南和地域公立病院体制整備事業の総事業費が見直されたため、実施設計が遅延したことにより繰越しを行った。そのため、広域医療組合に対する負担金の繰越しを行った。」との答弁がありました。

二十八 南和広域医療組合負担金が前年度より増加している要因についてただしたのに対し、「平成二十五年度から建設事業費を負担したためである。」との答弁がありました。

二十九 塵芥処理費の新聞等の処理量等についてただしたのに対し、「ペットボトル四九トン、段ボール一二〇トン等が持ち込まれているが、平成二十四年度に比べ可燃物の焼却量は減っている。また、コンポストは、電気式三十二基、コンポスト四十四基、バケツ式七十八基である。」との答弁があり、委員から、焼却量が減少しているので、生ごみ処理機器購入費補助金については、今後考えていく必要があるとの意見がありました。

三十 予防費の不用額についてただしたのに対し、「子宮頸がん予防接種の副反応の発生や四種混合予防接種等の減少によるものである。」との答弁があり、予算が余れば、ほかの事業に融通はできないか意見がありました。

三十一 大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業負担金及びやまと広域環境衛生事務組合負担金の増加理由についてただしたのに対し、「大阪湾広域廃棄物埋立処分処理整備事業負担金は基本計画の変更による。また、やまと広域環境衛生事務組合処理場整備負担金事業費の増額により負担金が増えた。」との答弁がありました。

午後四時二十分に休憩し、午後四時三十七分から審査を再開しました。

三十二 刈草等たい肥化業務委託についてただしたのに対し、「平成二十五年度たい肥化により、二二三トンで約七千四百万円相当の費用が減額された。」との答弁とともに、経緯、経過について詳細な説明がありました。また、委員から、委託先業者等についてただしたのに対し、経緯、経過の説明があり、委員から、政治倫理条例に基づく調査を求める意見がありました。

休憩中の決算審査特別委員会並びに議会運営委員会で、審査日程を十七日までと決定したことを報告しました。

以上、午後五時三十七分に質疑が終了し、閉会しました。

十六日に引き続き、十七日、午前十時に各会計別の審査を再開しました。

三十三 数量調整円滑化推進事業事務謝礼についてただしたのに対し、「米の水田台帳配布の回収資金の事務に対する謝礼金である。」との答弁がありました。

三十四 シンボルキャラクター商品製作委託料についてただしたのに対し、「着ぐるみカッキーの製作委託料である。」との答弁がありました。

三十五 五條市漁業協同組合補助金についてただしたのに対し、「吉野川の鮎の放流とやなの設置に対する補助金である。」との答弁がありました。

三十六 青年就農給付金の内容についてただしたのに対し、「農業の担い手育成のため、四十五歳までの初めて農業を始める方に対して給付するものである。」との答弁がありました。

三十七 産地再生関連施設緊急整備事業補助金の内容についてただしたのに対し、「JAならけん西吉野柿選果場の脱渋倉庫を改築するための補助金である。」等の答弁がありました。

三十八 ため池点検業務についてただしたのに対し、「受益面積が二ヘクタール以上のため池百九十六箇所の点検である。」との答弁がありま

した。

三十九 県営ほ場整備事業負担金の負担率についてただしたのに対し、「国五パーセント、県が二七・五パーセント、市が一・二五パーセント、地元が六・二五パーセントである。」との答弁がありました。

四十 地籍調査業務委託についてただしたのに対し、「西吉野町勢井の一部地域と久留野町及び西久留野町の一部地域を調査した。全ての調査完了には、数十年かかる。」との答弁がありました。

四十一 林業振興費の土地借上料についてただしたのに対し、「これらの算出根拠は、近傍地の路線価格、相続税倍率、近畿地区用対連の損失補償基準書による率を面積に掛けて算出している。」等の答弁がありました。

四十二 施業放置林整備事業委託料についてただしたのに対し、「森林環境税を財源として、適切な管理が行われていない放置林の伐採を行っている。」等の答弁がありました。

四十三 バイオマス施設に関する協議についてただしたのに対し、「自治体単位では、南部農林関係で年に一度会議を開いている。」との答弁がありました。

四十四 治山事業費の土地の借上料についてただしたのに対し、「林業振興費と同じ算出基準である。」との答弁があり、委員から、この課のような明確な算出基準があるべきで、全部署で早急に統一してほしいとの意見がありました。

四十五 市商工会育成補助金が年々減少していることについてただしたのに対し、「市商工会育成補助金については、四百万円の予算を要求したが三百万円になった。」との答弁があり、委員から、担当課が要求を行ったが予算措置がされなかったことについてただしたのに対し、「

「行財政改革の中で全体的な補助金の見直しをした。」との答弁がありました。

四十六 市商工会等活性化事業補助金の内容についてただしたのに対し、「どえらいうまいもんフェスタに対する補助金である。」との答弁がありました。委員から、なぜ、市商工会等育成補助金と分ける必要があったのかただしたのに対し、「再度担当課と協議する。」との答弁がありました。

四十七 ふるさと復興協力隊委託料の内容についてただしたのに対し、「買物支援と移動販売に対する委託業務である。」等の答弁がありました。

四十八 五條市観光イメージアップ事業委託料の内容についてただしたのに対し、「観光案内所の運営とゴーカスターの着ぐるみによる観光P

R等を委託しているものである。」との答弁がありました。

午前十時五十分に休憩し、午前十一時から審査を再開しました。

四十九 自転車観光促進事業委託料の内容等についてただしたのに対し、「観光案内所の二軒南側でレンタサイクルの運用を行っている。」等の答弁がありました。

五十 吉野川活性化プロジェクト補助金が前年度に比べて減額になったことについてただしたのに対し、「吉野川フェスタがなくなったためである。」との答弁がありました。

五十一 プレミアム宿泊券利用助成金が増えたことについてただしたのに対し、「昨年より、一千枚増えたためである。」との答弁がありました。

五十二 映像を活用した魅力発信事業補助金についてただしたのに対し、「韓国の映画監督チャン・ゴンジェ監督作品の制作費に対する補助金である。」との答弁がありました。

五十三 公園管理委託料の内容についてただしたのに対し、「五條市公園条例第二条に基づいて設置された公園など全十四公園の管理である。」との答弁がありました。

五十四 二見保育所跡地購入費の不用額についてただしたのに対し、「近畿財務局奈良財務事務所からの見積りにより予算措置をした。」との答弁があり、委員から、予算要求をする場合、もっと精査して要求すべきであるとの意見がありました。

五十五 きすみ館大規模改修調査業務委託料の内容についてただしたのに対し、「委託内容は、大規模改修を見据えた、きすみ館の現状と課題及び周辺の現状と課題等の調査を委託したものである。また、老朽化等により観光客が激減しており、修繕料も掛かる。」等の答弁がありました。

五十六 きすみ館の土地借上料についてただしたのに対し、「借上料の算出根拠は把握していない。」との答弁がありました。

五十七 二見保育所跡地購入費の内容についてただしたのに対し、「本年度は、防災倉庫や防火水槽を設置し、防災広場については、今後、条例を制定し、工事に着手する。」との答弁がありました。

五十八 観光費の繰越明許の内容についてただしたのに対し、「旧辰巳邸の内部は、喫茶店等のコーナーを設けるが、川村先生の文庫は、別な所に考えている。」との答弁がありました。

昼食のため午前十一時四十二分に休憩し、午後一時二十九分から審査を再開しました。

五十九 道路橋梁費の繰越明許の公有財産購入内容についてただしたのに対し、「二見五号線及び西阿田阿田峯線の用地購入で、土地鑑定を入れて購入した。」等の答弁がありました。

六十 関屋川緑地公園についてただしたのに対し、「新町グラウンドゴルフ会に年三万円で管理委託している。」等の答弁がありました。

六十一 五條市まちづくり推進協議会運営支援業務委託料の内容についてただしたのに対し、「まちづくり推進協議会の運営のための資料や報告書の作成及び運営支援等の業務を委託している。」等の答弁がありました。

六十二 五條駅南側駐輪場及び北側広場管理委託料の内容についてただしたのに対し、「南側の駐輪場と北側広場の清掃及び点検である。」との答弁がありました。

六十三 都市計画費の土地借上料についてただしたのに対し、「大和二見駅前の駐輪場用地の借上料で、算定については、近傍地域の土地の評価額にJR側の評価基準を掛けるとともに、JRの管理比率を掛けて算出した。」との答弁があり、委員から、JRが駐輪場を設置すべきものではないかとの意見がありました。

六十四 五條市都市計画道路見直し策定業務委託の内容についてただしたのに対し、「未整備、未着手の都市計画道路について検討する業務である。」との答弁があり、委員から、市の方針を明確にして、市民のために知恵を絞っていただきたいとの意見がありました。

六十五 はならあと補助金についてただしたのに対し、「新町の古民家を中心に藤岡邸、五條文化博物館等で開催した町家の芸術祭等に対する補助である。」との答弁があり、委員から、五條市のためのイベントに支援してもらいたいとの意見がありました。

六十六 公園の管理についてただしたのに対し、「二百を超える公園を計画的に管理するのは難しいが、今の体制で頑張っていきたい。」との答弁がありました。

六十七 都市公園建設事業費の旅費についてただしたのに対し、「全て、体育館の建設工事に係る旅費である。」との答弁がありました。

六十八 小規模住宅地区改良事業費の繰越明許費分の土地借上料の内容についてただしたのに対し、「繰越しは緊急経済対策事業の補正予算によるもので、宇井簡易水道施設用地を、不動産鑑定を基に算定した。」との答弁がありました。

六十九 (仮称)金剛山麓野鳥の森整備事業の内容についてただしたのに対し、「現在、計画を策定中であり、市民に使ってもらえる状況ではない。」との答弁がありました。

午後二時五十一分に休憩し、午後三時八分から審査を再開しました。

七十 園児バス運行委託料の内容についてただしたのに対し、「白銀地区から七名、大塔地区から一名を西吉野幼稚園に送迎している。」との答弁がありました。

七十一 学校教育ICT活用サポート事業についてただしたのに対し、「ICTを活用し、魅力ある授業を行うために進めている。」との答弁がありました。

七十二 幼稚園費の土地借上料の算出基準についてただしたのに対し、「使用面積に土地鑑定額を乗じ算出された金額に財産使用規程第五条を準用した掛け率百分の三を乗じた額である。高等学校費の土地借上料は、旧西吉野村から引き継いでおり、積算根拠はない。」との答弁がありました。

七十三 小学校用備品購入費についてただしたのに対し、「小学校の備品購入は流用を受けて購入した。」との答弁がありました。委員から、中学校用備品購入についてただしたのに対し、「中学校の備品購入については、中学校からの要望額の関係から不用額が出ている。」との答弁があり、委員から、教育環境の整備のためにも、先生方の意見を真摯に受け止めてほしいとの意見がありました。

七十四 太陽光発電システム保守点検委託料の内容についてただしたのに対し、「最大発電能力四九キロワットの保守点検委託料である。」との答弁がありました。

七十五 特色ある学校づくりサポート事業支援金についてただしたのに対し、各学校の取組状況等について詳細な説明がありました。

七十六 各小学校屋内運動場耐震補強工事の不用額の理由についてただしたのに対し、「詳細な設計書ができていなかったため繰越しを行ったが、詳細な設計と入札に伴い多額の不用額となった。」等の答弁がありました。

七十七 太陽光発電による売電収入についてただしたのに対し、「五條小学校で約九十万円の売電収入がある。」との答弁がありました。意見調整のため午後四時に暫時休憩し、午後四時十二分から審査を再開しました。

七十八 小学校・中学校の電気料金についてただしたのに対し、「体育館耐震補強工事を行った際にLED照明に替えているが、今後、新電力の方向での準備をしている。」との答弁がありました。

七十九 人権教育プロジェクト講師謝礼等の内容についてただしたのに対し、研修会等の内容について詳細な説明がありました。

八十 人権教育推進委託料、人権教育担当指導主事、連絡協議会負担金、市人権教育研究会補助金の内容についてただしたのに対し、それぞれの

事業内容について詳細な説明があり、委員から、人事異動に際し、見せつけを目的としたような人事異動がなかったかたまたまのに対し、「ない。」との答弁がありました。

八十一 天然記念物食害対策業務委託、天然記念物再生業務委託の内容についてただしたのに対し、委託先と業務内容について詳細な説明がありました。

八十二 伝建事業に伴う修理修景整備補助金についてただしたのに対し、修景事業の内容について詳細な説明があり、委員から、補助金の適正支出について周知を行ってほしいとの意見がありました。

休憩中に開催された決算審査特別委員会及び議会運営委員会で、決算審査の日程を十八日までと決定したことを報告しました。以上、午後四時五十二分に質疑が終了し、閉会しました。

十七日に引き続き、十八日、午前十時に各会計別の審査を再開しました。

冒頭、議長から、委員の質疑に対する職員の答弁等の対応と意識について注意がありました。

八十三 伝建事業に伴う修理修景整備補助金の支出についてただしたのに対し、経緯、経過及び申請から支出までの詳細な説明が行われた。

八十四 中央公民館費の補正予算及び流用についてただしたのに対し、「中央公民館の自家用発電機の修繕及びクーラーのガス回収・処分業務委託料を支払った。」との答弁がありました。

八十五 新町地区イベント補助金の内容についてただしたのに対し、「新町地区の活性化のため、まちやミニマートや未来塾の作品展等のイベントを行った。」との答弁がありました。

八十六 指定管理施設のまちや館でイベントを行うことについてただしたのに対し、「今後精査して指定管理者の在り方等について検討する。」との答弁がありました。

八十七 二見公民館の土地借上料についてただしたのに対し、「行政財産使用料条例に基づき契約をしている。」との答弁がありました。

八十八 賀名生の里歴史民俗資料館の土地借上料についてただしたのに対し、経緯、経過について詳細な説明があり、委員から、契約期間についてただしたのに対し、「契約書の内容により期間が定められており、契約は成立しているが、法的な確認をしたい。」との答弁がありました。

八十九 体育施設費の土地借上料についてただしたのに対し、契約内容について詳細な説明がありました。

九十 町並保存総務費の土地借上料についてただしたのに対し、各施設の内容について詳細な説明がありました。

九十一 土地の借上げをしている地権者の固定資産税についてただしたのに対し、「減免規定の対象もあるので全てについて確認できていないので確認する。」との答弁がありました。

九十二 児童・生徒選手派遣費補助金についてただしたのに対し、「児童・生徒選手派遣費は、学校教育の中で行われている大会の補助金である。社会教育では、全国大会等に出場した場合に補助金を支出しているが、金額の内容等については、子供たちのスポーツ振興のため体系をまとめておかなければならないと考えている。」との答弁がありました。

九十三 大塔郷土館の現状についてただしたのに対し、指定管理の方法等詳細な説明があり、委員から、地域住民が働く喜びを持つことのできる施設の維持に向けて工夫をしてもらいたいとの意見がありました。

九十四 予備費の充当についてただしたのに対し、「きずみ館の風呂の熱交換機の修理費用に充当した。」との答弁がありました。

以上、午前十一時に一般会計の歳出の審査が終わり、休憩後、午前十一時十分から一般会計歳入についての審査を行いました。

九十五 固定資産税の調定額が年々下がっている要因についてただしたのに対し、「土地は地価の下落によるもので、また、家屋が古くなったことが要因と考えられる。」との答弁があり、委員から、普通交付税も合併算定替えにより減額されるので、徴収できる部分はきつちりとやってほしいとの意見がありました。

九十六 固定資産税の不納欠損額についてただしたのに対し、「できる限り差押えをして、市外や行方不明の方については、追跡調査等行っている。」との答弁があり、委員から、徴収については、みんな平等にしつかりと取り組んでもらいたいとの意見がありました。

九十七 地方交付税についてただしたのに対し、内容等について詳細な説明がありました。

九十八 刈草等たい肥化業務委託に伴う一般廃棄物処理手数料の内容についてただしたのに対し、詳細な説明があり、委員から、刈草等たい肥化業務を行う上での資格等についてただしたのに対し、「資格等は要らない。」との答弁がありました。

九十九 一般廃棄物処理手数料の内容についてただしたのに対し、詳細な説明があり、委員から、刈草等たい肥化業務に係る歳入についてただしたのに対し、「刈草等たい肥化業務委託料は、戻入されている。」との答弁がありました。

昼食のため午前十一時五十五分に休憩し、午後一時二十九分から審査を再開しました。

百 古紙類やペットボトル等の売上金についてただしたのに対し、それぞれの内容について詳細な説明がありました。

百一 スクールバス整備事業債の内容についてただしたのに対し、「スクールバス五号車を購入した際に充当した過疎債である。」との答弁がありました。

百二 寄附金についてただしたのに対し、詳細な説明があり、「使途については、復興の象徴になるような事業に充当するなどの検討を全庁的に考えてまいりたい。」との答弁がありました。

百三 見舞金についてただしたのに対し、「県の方と市の方と二段立てで被災者の方に全部分割した。」との答弁がありました。以上、一般会計歳入についての審査を終了し、引き続き各特別会計及び企業会計についての審査を行いました。

国民健康保険特別会計、簡易水道特別会計については質疑がありませんでした。

次に、下水道事業特別会計についてであります。

百四 下水道の歳入で使用料と手数料の算出方法についてただしたのに対し、詳細な説明がありました。

墓地事業特別会計、介護保険特別会計、大塔診療所特別会計、農業集落排水事業特別会計については、質疑がありませんでした。

次に、後期高齢者医療特別会計についてであります。

百五 後期高齢者医療広域連合の決定事項等についてただしたのに対し、決定事項の内容について詳細な説明がありました。

次に、財産に関する調書についてであります。

百六 普通財産の土地の境界についてただしたのに対し、現状について詳細な説明がありました。

次に、水道事業会計についてであります。

百七 地震に対する水道管の対応と水道水の臭気についてただしたのに対し、詳細な説明がありました。

以上が審査の概要であり、こうして質疑終了後、付託された議案について討論を省略して一括採決の結果、本案は全員一致をもって認定すべきものと決定し、午後二時五分に閉会いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（益田吉博）ただいまの決算審査特別委員会委員長報告に対する質疑に入ります。――。
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては、討論を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。（「異議あり」、「七番、動議」

の声あり)

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 異議ありって討論の通告みたいなあれへんやんか。

御異議なしと認めます。よって本案は討論を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。ただいま決算審査特別委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議があるようですので、本案は起立により採決いたします。

お諮りいたします。本件は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博） 起立多数であります。

よって本件は原案のとおり認定されました。

○議長（益田吉博） 次に日程第四、発議第十五号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。（「議長、動議」の声あり）

○事務局長（乾 旬） 発議第十五号、特別委員会設置及び付託について。

五條市議会条例第五条の規定により、特別委員会を設置する。

平成二十六年九月二十二日提出

提出者 五條市議会 議会運営委員会

委員長 山口耕司

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明を求めます。議会運営委員会山口耕司委員長。

〔議会運営委員長 山口耕司登壇〕

○議会運営委員長（山口耕司）ただいま上程されました発議第十五号、特別委員会設置及び付託について議長から発言の許可をいただきましたので、提案の趣旨説明を申し上げます。

本市では、防災力向上のため自衛隊駐屯地の誘致活動を行っていますが、市議会としても、自衛隊駐屯地の誘致に向けての活動を促進し、更なる調査・研究をするため、七人の委員で構成する「自衛隊駐屯地誘致特別委員会」を設置し、これに付託の上、調査が終了するまで、閉会中も、なお継続して調査することができるよう特別委員会を設置するよう求めるものであります。

議員各位には、何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、大谷龍雄議員の発言を許します。（「十二番」の声あり）十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄登壇〕

○十二番（大谷龍雄）それでは議長の発言の許可をいただきましたので、発議第十五号、特別委員会設置及び付託に対しまして、反対討論をさせていただきますと思います。

設置の目的は、災害時における救援体制ということでございます。御存じのように平成二十三年の台風十二号の大塔災害におきましては、災害発生後におきまして、京都の大久保駐屯地から自衛隊が派遣されまして、五條市の自治会役員、消防団員、そして消防署員、そして警察

署員等々いろんな皆さん方とともに不明者の捜索、そして被害者の救援、そしてがれきの処理、物資の搬送等々に頑張っていたわけでありませうけれども、私は自衛隊の誘致以上の災害時における救援体制も考えられるというふうに思います。

その内容を申し上げますと、御存じのように、大阪の消防局等はユンボ等の重機と搬送車を保持しております。したがって、この五條市にも五條市の中に設置されております奈良県広域消防組合五條消防署、そして五條消防署の分署であります西吉野分署、大塔分署、さらに五條消防署の分署であります十津川分署にも大阪消防局と同じようにユンボ等の重機を設置し、搬送車を保持する、そのことが非常に求められているのではないかと思います。

また、日頃建設業務に携わっておられます建設業協会の皆さんの救援支援もお願いすれば、災害によって国道一六八号線ほか幹線道路が通行止めになっても、五條市の周辺から救援をできる体制が整えられるわけでありませう。そして付け加えて申し上げますと、十津川村や野迫川村は吉野郡になりますけれども、吉野郡の消防署分署にもユンボ等の重機を配置し、また吉野郡の建設業協会の皆さん方に対する救援支援をお願いすることをすれば、さらに五條市を取り巻く吉野郡周辺の消防署、建設業の皆さんの救援支援もいただけますし、逆に吉野郡で災害が起これば、五條市の消防署、建設業協会の皆さんがまた支援に当たれるという、こういう相互のいわゆる支援体制ができるわけでありませうから、私は自衛隊誘致よりも効果的な救援支援体制ができるのではないかなというふうに考える次第であり、そして、陸上自衛隊駐屯地を誘致すれば、やはり予想できる危険性も伴います。その危険性の一つを申し上げますと、昭和三十五年に改定した、いわゆる略して日米安保条約がありますけれども、この第六条ではアメリカ軍の基地を日本の国内で設置することを認めております。その基で日本国内に現在アメリカ軍の軍事基地が百三十三箇所あります。また日米安保条約第五条では、アメリカ軍と自衛隊が共同して作戦に当たれることを認めており、長年にわたって、日本の自衛隊はアメリカ軍とともに共同作戦、共同演習を続けてきていますけれども、しかしその中では、日本の国民の命を奪う大きな事故も起こっております。

もう御存じのように、沖縄には日本で一番大きなアメリカ軍の基地がありますけれども、アメリカ軍の戦闘機が沖縄の大学に墜落しました。ほん数箇月前も沖縄ではアメリカ軍の戦闘機が墜落しております。そのほか日本国内ではアメリカ軍と自衛隊の共同作戦、演習による被害はたくさんありますけれども、付け加えて申し上げますと、今アメリカ軍は昨年発表した環境レビューによりまして、アメリカでつくられたオスプレイというヘリコプターと戦闘機を兼ね備えた戦闘機でありますけれども、このオスプレイを日本全土で訓練する方針を持って今、それを広げております。この間、和歌山の自衛隊の基地におきましても防災訓練という名目でオスプレイが自衛隊と一緒に共同演習をしました。

しかしこのオスプレイはつくられてから現在まであちこちで墜落等々がありまして、三十八人も今死亡をしているわけです。それでもアメリカ軍は日本の米軍基地と自衛隊基地の両方の活用で今オスプレイの訓練を広げております。日本の政府と防衛省もこのオスプレイを十七機購入する今計画を持っているわけでありまして。このように、現在の日米安保条約とそれに基づくガイドラインに基づきましては、共同の作戦、演習の範囲内においても日本国民に大きな危険と被害をもたらしてきているわけでありまして、もしたら長年にわたって、この日米安保条約に基づく米軍と日本の政府防衛省の方針に基づく自衛隊の共同作戦、訓練は本当に日本と世界平和に貢献してきたのかということになりますと、事実に基づいて申し上げますと、結果としてはそうなっておりません。その一つは昭和四十年にアメリカがベトナム侵略戦争を開始しましたけれども、このときは自衛隊派遣はしておりませんが、日本の基地を全面的に提供しております。日本の基地の使用がなかったらアメリカ軍はベトナム戦争はできなかっただろうと言われるくらい日本のアメリカ軍の基地と自衛隊基地は侵略戦争にいわゆる利用されているわけです。また、平成十三年十一月のアメリカによるアフガニスタン報復戦争では、日本の海上自衛隊は政府防衛省の命令に基づいて非戦闘地域でありますけれども、延べ一万三千三百人派遣させて、そして帰国後十二人の自殺者を生み出してあります。さらに平成十五年三月のアメリカによるイラク侵略戦争では、陸上自衛隊と航空自衛隊が日本の政府と防衛省の命令によって派遣されまして、これも非戦闘地域でありますけれども、延べ九千二百三十人派遣されました。そして帰国後、自衛隊員二十八人が自殺をしておるといふ、こういう結果になっております。この結果から言えば、私は決して世界の平和に貢献しているとは言えないと思います。反対に世界の国々を脅かしてきた行動ではないかなと、そのアメリカの行動に日本の自衛隊は政府防衛省の命令で協力させられてきたというのが事実であります。したがって、こういった現時点での任務を課せられております陸上自衛隊誘致は大変危険性が伴うということを申し上げておきたいと思っております。

同時に危険性のもう一つは、もう御存じのように、安倍政権は七月一日集団的自衛権行使につながる閣議決定をしました。これに基づく実行がまだまだ、いろんな法律を作らなければ、実行はできませんけれども、法律の国会提案は来年の一斉選挙後と言われておりますけれども、もしこれが実行されれば日本が攻撃されておられないのに、自衛隊を海外の今度は戦闘地域に派兵できることになるわけです。そういうことを行った場合、今のウクライナ戦争やイラク戦争等々を見れば、相手の軍事組織やテロ組織から、日本の国内の百三十三箇所ある米軍基地はもちろんのこと、日本の自衛隊基地等も攻撃される危険性がもう非常にあるとみておかなければなりません。

以上、申し上げましたように、自衛隊誘致でなくてもそれ以上の効果の上げられる災害救援体制を申し上げ、二つの危険性を申し上げます。自衛隊駐屯地誘致を目的とした特別委員会の設置につきましては、反対をさせていただきます。

○議長（益田吉博）次に、吉田 正議員の発言を許します。五番吉田 正議員。

〔五番 吉田 正登壇〕

○五番（吉田 正）ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、私は、ただいま上程されました自衛隊駐屯地誘致特別委員会の設置に賛同する者の一人として、賛成の立場から討論を申し上げます。議員各位におかれましては、御存じのとおり、本市は、平成十九年三月に陸上自衛隊駐屯地の誘致決議を議会で議決し、平成二十五年三月には、奈良県議会においても本市への陸上自衛隊駐屯地の誘致を議決しております。

近年、県知事・市長の政府等への要望により本年度は自衛隊展開基盤の調査費が計上され、平成二十七年防衛省概算要求においては、将来的な展開基盤設置に係る基本構想業務について奈良県と共同で実施するための検討経費が計上されたところであります。陸上自衛隊駐屯地誘致に向けて、また一歩前進しようとしているときであります。

三年前の紀伊半島大水害においては、約九〇キロ離れた京都の大久保駐屯地から救援に駆けつけ、二次災害の危険がある大塔地区での道路整備、行方不明者の捜索等の活動に当たっていただき、身の危険も顧みず活動する自衛隊員の姿は、誠に心強い存在でありました。

当市において陸上自衛隊駐屯地が存在することにより、当市を含む奈良県南部地域への自衛隊の災害派遣が迅速になるとともに、近い将来予測される南海トラフ巨大地震等の大規模災害における紀伊半島全体の自衛隊の展開拠点となり、被災地域への救援態勢が大きく向上することが考えられます。

また、当市に駐屯地があることにより、その隊員と隊員家族や陸上自衛隊を退職された方が生活し、市の活性化に多大に寄与するとともに、全国で唯一駐屯地のない奈良県出身隊員のよりどころになると思われれます。

以上、申し上げますとおり、私は本案に賛成するものであります。議員各位におかれましては、何とぞ御賛同を賜りますようお願い申し上げます。賛成の討論といたします。

ありがとうございます。

○議長（益田吉博）以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博） 起立多数であります。

よって本件は原案のとおり可決し、委員七名による自衛隊駐屯地誘致特別委員会を設置することに決しました。（「議長、動議」の声あり）

○議長（益田吉博） 次に日程第五、選第五号、特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいま設置されました、自衛隊駐屯地誘致特別委員会の委員の選任につきましては、あらかじめ御協議をいただいておりますので、委員会条例第六条第一項の規定により、私から指名いたします。

自衛隊駐屯地誘致特別委員会の委員には、山口耕司議員、窪 佳秀議員、吉田 正議員、宗部康寛議員、牧野雅一議員、平岡清司議員、そして私、益田吉博、以上七名の方にお願ひします。

なお、正副委員長の選出等について御協議賜りたいと思いますので、各位には本会議終了後、議長室に御参集願ひます。

○議長（益田吉博） 動議が出ておりますので、岩本 孝議員の発言を許します。七番岩本 孝議員。

○七番（岩本 孝） 七番岩本動議を提出します。

先の決算審査特別委員会の審査の際に委員から質疑がありました刈草等たい肥化事業について、不明な点がありますので、所管である厚生建設常任委員会での事務検査を求めます。

以上です。

○議長（益田吉博） 事務検査についての動議が提出されましたが、賛成の方おられますか。――。

意見調整のため暫時休憩いたします。

午前十一時三十四分休憩に入る

午後四時十四分再開

○議長（益田吉博）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

先ほど岩本 孝議員からみどり園の刈草等たい肥化事業に関する事項を検査するため地方自治法第九十八条第一項の権限を厚生建設常任委員会に委任することの動議が提出され、所定の賛成者がありましたので、動議は成立いたしました。

○議長（益田吉博）この際、議会運営委員会山口耕司委員長の発言を許可いたします。九番山口耕司議員。

○九番（山口耕司）円滑な議会運営についてのお願いを、議会運営委員長として一言申し上げたいと思います。

本市議会におきましては、各議員に議事内容及び日程は前もって知らされております。常任委員会又は特別委員会が設置され付託された議案はそれぞれの委員が審議を行うことができ、委員でない議員は議場で理事者側の趣旨説明が終わった後に行うこととしております。

なお、委員会で決議された事項におきましては真摯な対応をお願いいたします。

今後円滑な議会運営ができますよう、議員各位に御協力賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（益田吉博）お諮りいたします。本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることについて採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博）起立多数によって、この動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

○議長（益田吉博）この動議を議題といたします。

追加日程第一、岩本 孝議員のみどり園の刈草等たい肥化事業に関する事項を検査するため地方自治法第九十八条第一項の権限を厚生建設常任委員会に委任することの動議を議題といたします。

○議長（益田吉博）提出者の趣旨説明を求めます。（「七番」の声あり）七番岩本 孝議員。

〔七番 岩本 孝登壇〕

○七番（岩本 孝）議長から発言の許可をいただきましたので、提案理由の説明をさせていただきます。

地方自治法第九十八条第一項の規定により、次のとおり事務の検査を行うものであります。

検査事項として、刈草等たい肥化事業に関する事項であり、検査方法といたしましては、関係書類及び報告書の提出を求めると、検査は厚生建設常任委員会に付託するものとします。

調査権限は本議会で先ほどの事項の検査を行うため、地方自治法第九十八条第一項の権限を厚生建設常任委員会に委任することといたします。

調査期限は検査が終了するまでとし、閉会中もなお調査を行うことができます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。議員各位には御賛同いただきますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

これより本件を起立により採決いたします。

お諮りいたします。みどり園の刈草等たい肥化事業に関する事項を検査するため、地方自治法第九十八条第一項の権限を厚生建設常任委員会に委任することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博）起立多数であります。

よって、みどり園の刈草等たい肥化事業に関する事項を検査するため、地方自治法第九十八条第一項の権限を厚生建設常任委員会に委任することに決しました。

○議長（益田吉博）次に日程第六、発議第十六号を議題といたします。
事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第十六号、「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書について。
標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

平成二十六年九月二十二日提出

提出者 五條市議会議員 山口 耕 司

賛成者 五條市議会議員 福 塚 実

〃 岩 本 孝

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明を求めます。九番山口耕司議員。

〔九番 山口耕司登壇〕

○九番（山口耕司）ただいま上程されました発議第十六号、「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書について、議長から発言の許可をいただきましたので、案を朗読して提案の趣旨説明に代えさせていただきます。

「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書（案）

昨今、「合法ハーブ」等と称して販売される薬物（いわゆる「危険ドラッグ」＝脱法ハーブ、脱法ドラッグ）を吸引し、呼吸困難を起したり、死亡したりする事件が全国で相次いで発生しています。

特に、その使用によって幻覚や興奮作用を引き起こしたことが原因とみられる重大な交通事故の事案が度々報道されるなど、深刻な社会問題となっています。

危険ドラッグは「合法」と称していても、規制薬物と似た成分が含まれているなど、大麻や覚醒剤と同様に、人体への使用により危険が生ずるおそれがあり、好奇心などから安易に購入したり、使用したりすることへの危険性が強く指摘されています。

厚生労働省は、省令を改正し昨年三月から「包括指定」と呼ばれる方法を導入し、成分構造が似た物質を一括で指定薬物として規制しました。また、本年四月には改正薬事法が施行され、指定薬物については覚せい剤や大麻と同様、単所持が禁止されました。

しかし、指定薬物の認定には数箇月を要し、その間に規制を逃れるために化学構造の一部を変えた新種の薬物が出回ることにより、取り締まる側と製造・販売する側で「いたちごっこ」となっています。

また、危険ドラッグの鑑定には簡易検査方法がないため捜査に時間がかかることも課題とされています。そこで、政府におかれては、危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策を強化することを強く求めます。

記

一 インターネットを含む国内外の販売・流通等に関する実態調査及び健康被害との因果関係に関する調査研究の推進、人員確保を含めた取締態勢の充実を図ること。

二 簡易鑑定ができる技術の開発を始め、鑑定時間の短縮に向けた研究の推進、指定薬物の認定手続の簡素化を図ること。

三 薬物乱用や再使用防止のために、「危険ドラッグ」の危険性の周知及び学校等での薬物教育の強化、相談体制・治療体制の整備を図ること。以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十六年九月二十二日

五條市議会

議員各位には何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なお、この採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（益田吉博）起立全員であります。

よって本件は原案のとおり可決し、意見書を提出することに決しました。

なお、意見書の取扱いにつきましては、議長に御一任願います。

○議長（益田吉博）発議第十七号、（仮称）五條市総合体育館建設事業の見直し及び早期着工を求める決議につきましては、牧野雅一議員から撤回の申出がありましたので、議長においてこれを許可しております。

○議長（益田吉博）次に日程第八、発議第十八号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（乾 旬）発議第十八号、平成二十七年度に上野公園市民プールの開園を求める決議について。
標記のことについて、五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により提出します。

平成二十六年九月二十二日提出

	提出者	五條市議会議員	牧野雅一
	賛成者	五條市議会議員	吉田雅範
〃	〃	〃	福田実
〃	〃	〃	吉田正
〃	〃	〃	宗部康寛

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明を求めます。三番牧野雅一議員。

〔三番 牧野雅一登壇〕

○三番（牧野雅一）議長から発言の許可をいただきましたので、ただいま上程されました発議第十八号、平成二十七年度に上野公園市民プールの開園を求める決議について、案を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

平成二十七年度に上野公園市民プールの開園を求める決議（案）

市民の安全・安心の確保、まちの活性化のための環境整備、魅力あるまちづくり等々、今後市として取り組むべき事案が山積しており、その中でも「市民の幸せ」が最優先されるべきであると考えます。

今年も暑い暑い夏が過ぎ、今や涼しげな風に季節の移ろいを感じます。そしてこのまちで育まれる子供たちの心の中にも少し物足りない夏の想いの風が吹いているのではないかと思われまます。

さて、今年の夏は子供たちの安全確保ができないと判断され、上野公園市民プールの開園が見送られました。子供たちの成長を見守る市民にとつて非常に残念な夏となりました。

先般の一般質問にあったように、私たちは市長の宣言と同じく「子育て環境を充実し、魅力あるまちづくり」に取り組む責務があります。また、五條市の水泳文化の歴史を伝承していくことも忘れてはなりません。

そのためにも、現在の上野公園市民プールの今ある課題の克服をいち早く進め、来期こそは子供たちの元気で賑やかな声が聞こえる市民のためのプールとなるよう、強く開園を求めるものであります。

以上、決議します。

平成二十六年九月二十二日

五條市議会

以上、提案の趣旨説明を申し上げましたが、各位にはよろしく御賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり）十二番、大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）少しお聞きしたいと思います。

市民プールは子供たちの健康、また大人の健康にとりましても大変大きな役割を果たしているわけでありますけれども、この間平成二十三年の台風十二号のときにも市民プールがつかり、昨年の台風十八号のときにも上野の市民プールがつかりました。そして昨年は約三件の擦り

傷が子供さんたちの中で発生し、またプールの漏れが激しいために、泳いでいただくために必要な水量を供給するために上水道から供給したわけですけれども、そのことによって上野町の一部の民家におきまして、上水道が出ないという状況が発生しましたので、すぐにプールの開園という対策は大変見通しが困難なために、今年の夏は休園するという市長の判断に對しまして、私も賛成をした議員の一人であるわけですが、今上程されましたこの決議文の最後に、「現在の上野公園市民プールの今ある課題の克服をいち早く進め、来期こそは子供たちの元気で賑やかな声が聞こえる市民のためのプールとなるよう、強く開園を求めるものであります。」となっておりますけれども、これはプールの開園は上野公園で開園すべきだという意味なのか、それとも上野公園以外の土地も検討して開園を進めるべきだという意味なのか、その辺を少しお聞きしたいと思います。

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） ただいまの大谷議員の質問に、解釈の足りない部分があると思うので、付け加えさせていただきます。

先般、今年のプールの開園について六月議会で一般質問させていただきましたときに、来年以降上野公園のプールに限らず、幅広い目で子供たちのプールのことは検討していきますと、市長のお言葉をいただきました。ただそれから以降、今現在そういうお話も聞かえてこない、かと言ってひと夏我慢していただいた子供たちに来年もプール開けられないということは、私としてはやっぱりどうにかしてプールに入れてあげたい。ただここに「上野公園市民プールの開園」と記載させていただいたのは、物理的に今の時期から来年の夏に間に合うように新たなプールを建設するというのには間に合うものなのか、また財政面でそれが可能なものなのか、いろいろ検討していただくには期間がなさ過ぎるのではないかと、だからあえて私はこの決議の中で平成二十七年以降とは記載せずに、平成二十七年と、だから来年の夏は、今年の夏を辛抱をした子供たちに何とかプールを提供していただけるような対策を講じていただきたいと。

二十八年以降に関して、また二十七年に間に合えば、今大谷議員がおっしゃるほかの場所、市長のおっしゃるほかの場所でもいささか何も異論を唱えるつもりはない、ただ、今の現状から見て上野公園、物理的に上野公園のプールを開けるしかほかに手立てはないのかなという意味で平成二十七年に限って上野公園という記載の仕方をさせていただきました。

答弁とさせていただきます。

○議長（益田吉博） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

たいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よつて本定例会は本日これをもって閉会することに決しました。

○議長（益田吉博） と発言

しましたが、この件を取消しといたします。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、平成二十五年五條市各会計決算認定を始め、重要案件の審議に終始御熱心に御精励賜り厚くお礼申し上げます。

理事者各位には、事務事業の執行に際し、代表監査委員、また本会議、各常任委員会及び決算審査特別委員会における議員各位の御意見、御提言を十分尊重され、市民に信頼される行政と市政の一層の向上を目指して、御精励くださいますようお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

市長から閉会の御挨拶があります。太田市長。

〔市長 太田好紀登壇〕

○市長（太田好紀） 平成二十六年第三回定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私とも何かと御多用の中、慎重審議を賜り誠にありがとうございます。

九月一日に開会されましたこのたびの定例会におきましては、条例の改正を始め、平成二十六年一般会計及び特別会計補正予算並びに平成二十五年各会計歳入歳出決算認定等について可決、承認をいただきましたことに、心から厚くお礼申し上げます。

本定例会中に議員各位から賜りました御意見、御提言を十分に踏まえながら、これからの市政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも市政発展のため御協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

また、紀伊半島大水害から三年が経過し、復旧にもある程度の成果を得ることができました。今後は被災地の復興と避難生活を余儀なくされておられる方々が一日も早く元の生活に戻っていただけるよう全力を注いでまいる所存でありますので、議員各位におかれましても、今後

とも御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、朝夕はめっきり涼しくなり、秋の訪れを感じるようになりましたが、日中はまだまだ暑い日が続いておりますし、夏の疲れが出る頃でもございます。

議員各位におかれましても、十分お身体に御自愛をいただきまして、今後とも市政発展と市民の幸せのため、より一層のお力添えをいただきますようお願い申し上げます、閉会に当たつての御挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（益田吉博） これをもちまして、平成二十六年五條市議会第三回九月定例会を閉会いたします。

午後四時四十六分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

議 会 議 長 益 田 吉 博

署 名 議 員 宗 部 康 寛

署 名 議 員 吉 田 正

署 名 議 員 窪 佳 秀

